

## 「第4次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について（案）

### 1 点検・評価の考え方（計画に記載している事項）

#### 7 計画の推進

##### (2) 実施状況の点検・評価

毎年度、この計画に基づく施策の実施状況などを取りまとめ、「福岡市こども・子育て審議会」に報告し、同審議会において点検・評価を行います。審議会に報告した内容及び審議の内容、点検・評価の結果は、市のホームページに掲載し、公表します。（以下略）（「第4次福岡市子ども総合計画」16ページ）

### 2 実施方法

#### (1) 点検・評価を行う項目

点検・評価は、「第4次福岡市子ども総合計画」の目標1～3に掲げる施策（下図参照）ごとに実施する。

##### 目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり ..... 19

###### 1 子どもに関する相談・支援体制の充実 ..... 23

- (1) こども総合相談センターの充実
- (2) 区役所・地域、学校における相談・支援体制の充実
- (3) 子ども家庭支援センターの充実
- (4) 被害に遭った子どもの支援

###### 2 児童虐待防止対策 ..... 24

- (1) 未然防止
- (2) 早期発見・早期対応
- (3) 重登校防止

施策

#### (2) 点検・評価の流れ

- ① 年度終了後、市において、施策ごとに事業の実績を取りまとめ、進捗状況の自己評価を行う。（自己評価は「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階で実施）
- ② 審議会において、①についての評価等を行う。
- ③ ①及び②の結果を市ホームページで公表する。

